

奥出雲町下水道事業経営戦略

(合併処理浄化槽事業)

令和7年度 ～ 令和16年度

令和7年3月改定
奥出雲町

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年 (22年)	法適(全部・一部) 非適の区分	一部適用
処理区域内人口密度	4.16/m ²	流域下水道等への 接続の有無	無
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施予定無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

月額料金(消費税込金額)

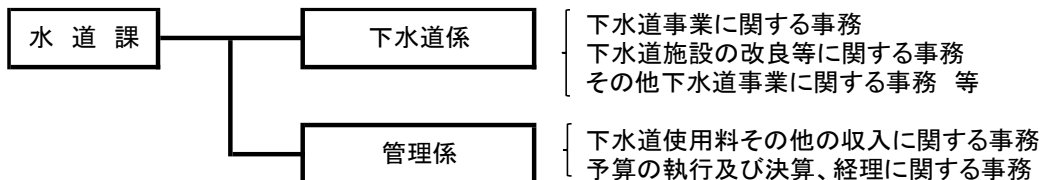
区 分	基本料金	加 算 額	摘 要
専用住宅	1,816円	1人当たり	専用住宅とは、住宅の用に供する建物とする。
事業所等	1種 8,472円	606円	営業用排水を含む家庭で、大量の雑排水を排出する店舗等(旅館、料理飲食店、食品加工、クリーニング店等)。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	2種 4,842円		1種、3種以外の雑排水を排出する店舗等。ただし、店舗のみの場合は基本料金とする。
	3種 36,313円		大型店舗、工場、ホテル等
公共施設等	1種 24,208円		学校、幼稚園、保育所、公民館等
	2種 217,879円		病院
	3種 72,626円		老人保健施設
集会所等	1,816円		集会所等とは、自治会の集会所、公園、広場、神社等をいう。

条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,630 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	4,254 円
	令和4年度	3,630 円		令和4年度	4,311 円
	令和5年度	3,630 円		令和5年度	4,006 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



【体制】 課長 : 1名
課長補佐 : 2名(下水道係1名、管理係1名)
下水道係 : 1名
会計年度任用職員 : 2名 計 6名(職員4名、会計年度任用職員2名)

(2) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 【別紙1】のとおり

2. 経営の基本方針

公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域以外の区域において、関係住民の生活環境の改善と公共用水域の保全を目的として、市町村設置型の合併処理浄化槽整備を行います。

安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供すると共に、下水道施設の健全な維持・管理を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：【別紙2】のとおり

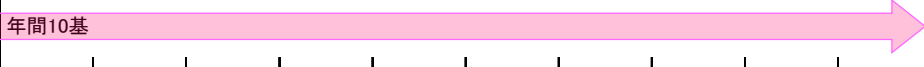
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

I 投資についての説明

【目標】企業債残高を計画期間内に20%削減する。

① 計画期間内に実施する主な投資の内容

- 市町村設置型合併処理浄化槽については、令和6年3月に策定された奥出雲町一般廃棄物処理基本計画に基づき継続的に浄化槽設置工事を実施します。
- 設置基数は毎年度10基（過疎地域8基、辺地地域2基）を目標に実施する予定としています。これにより、工事請負費23,000千円を毎年度計上しています。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
建設改良費 千円	33,638	32,862	32,890	32,918	32,947	32,976	33,005	33,034	33,063	33,092	33,121
うち人件費	6,139	8,862	8,890	8,918	8,947	8,976	9,005	9,034	9,063	9,092	9,121
設置工事	11基	年間10基 									

② 投資の財源について

財源については国庫補助金、受益者分担金、企業債、他会計繰入金により実施します。

1. 国庫補助金に関する事項

中期財政計画に基づき、改良費のうち補助基準額に対する3分の1を計上しています。

2. 受益者分担金に関する事項

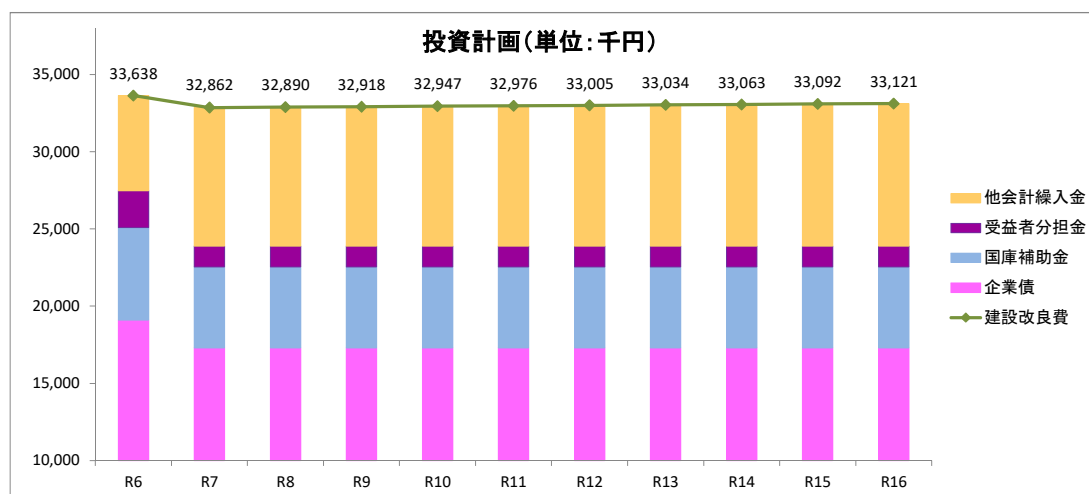
中期財政計画に基づき、1基あたり135千円の10基分1,350千円を計上しています。

3. 企業債に関する事項

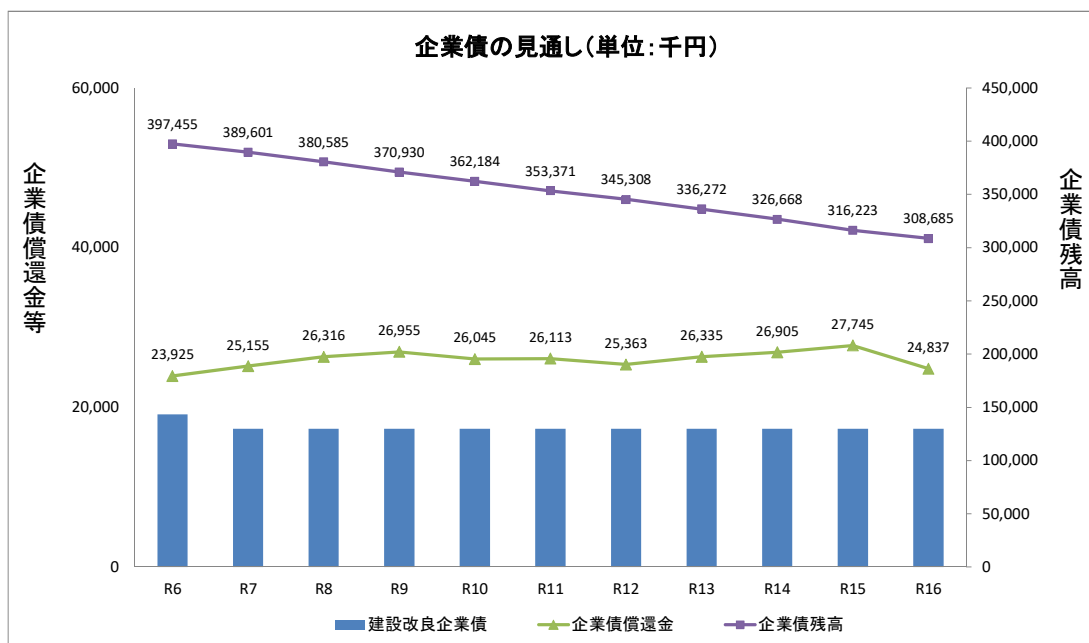
中期財政計画に基づき事業債と過疎債、辺地債を借入れる予定としています。

4. 他会計繰入金に関する事項

人件費について全額繰入れる予定としています。



企業債については、毎年度の企業債償還額を上回らない範囲内での借入を目標としています。その結果、企業債残高は、目標の20%を削減できる見込みです。なお、企業債残高の今後の見通しについては下図のとおりとなっており、令和16年度の企業債残高は308,685千円となる見込みです。
今後も企業債残高の縮減に努め、更なる経営の健全化を図ります。



II 収益的収支についての説明

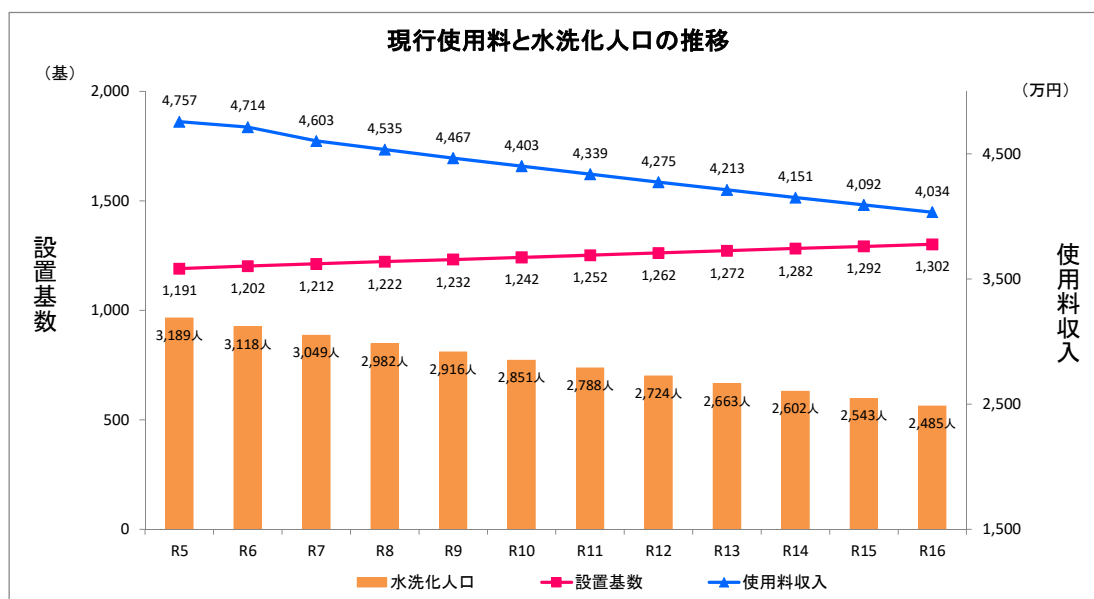
【目標】繰入金を計画期間内に現在の繰入額に対して30%削減する。

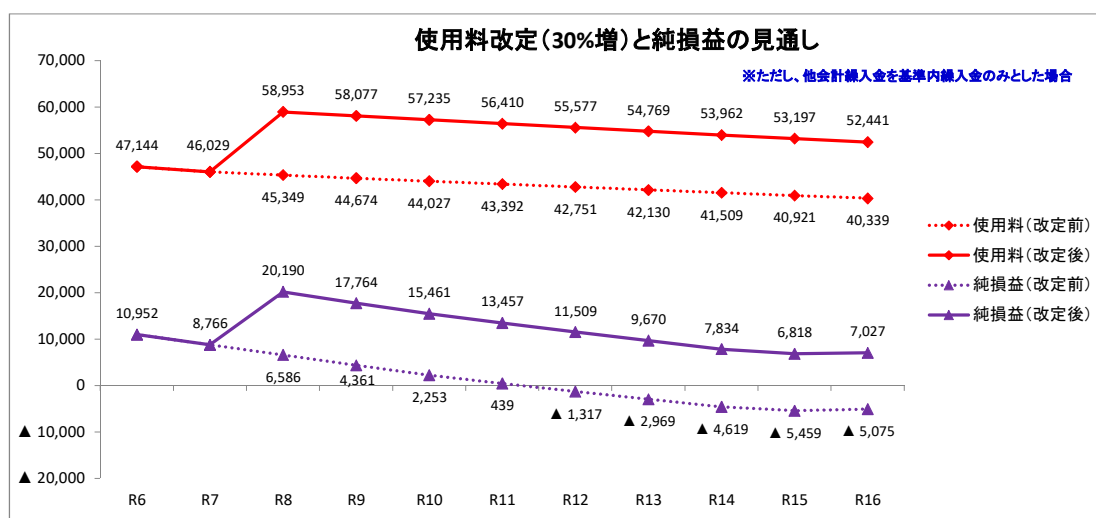
① 収益に関する事項

1. 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

令和5年度末時点の浄化槽設置基数は1,191基となっています。毎年度、浄化槽10基設置を目標としていますので、令和16年度末の設置基数は1,302基となる予定です。しかし、水洗化人口は年々減少していく見込みとなっており、使用料収入についても同様に減少していき、令和12年度には純損失が発生する計画となっています。

そのため、令和7年度には下水道使用料審議会を開催し、令和8年度には料金改定を行い30%の料金値上げを実施する予定とし、料金の適正化に努め、純損失を解消します。

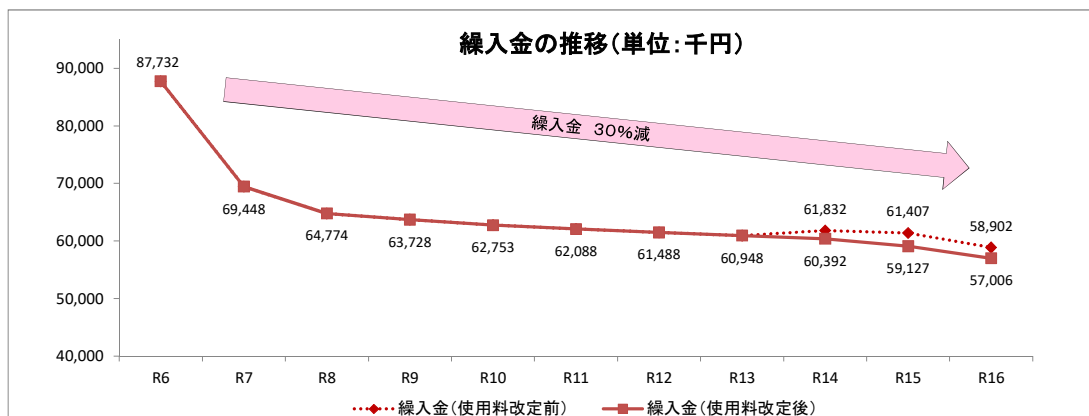




2. 繰入金に関する事項

基準内繰入金を基本とし、しまね市町村総合交付金（生活排水処理普及促進交付金）を財源として維持管理費の一部を基準外繰入金として計上しています。

料金改定を実施することで、10年間で約30%削減することができます。



②費用に関する事項

1. 費用に関する考え方

ア 維持管理費に関する事項

【前提条件】

内閣府が試算する「中長期の経済財政収支に関する試算」にてシミュレーションされている「消費者物価上昇率」に基づき、毎年0.9%（主に過去投影ケース）ずつ物価が上昇すると仮定して積算しています。

i. 修繕費に関する事項

プロウ修繕経費として、毎年度計上しています。前提条件に基づき積算しています。

iii. 委託費に関する事項

維持管理は民間委託を行い、経費削減を図っています。加入促進の効果もあり毎年度設置基数は増加しますが、休止等により維持管理を必要とする浄化槽の減少が予想されるため、委託費はわずかに年々減少が見込まれます。

イ 減価償却費に関する事項

既存の施設等に加え、令和7年度以降に取得予定の資産についても資産計上見込額を考慮して減価償却費を計上しています。なお、令和7年度以降に取得する資産に係る耐用年数については平均耐用年数28年として算出しています。

ウ 支払利息に関する事項

既借入分の支払利息に加え、今後借入予定の企業債の支払利息について計上しています。今後借入予定の企業債の借入条件は、事業債及び過疎債については償還期間30年、うち据置期間5年、半年賦元利均等償還、利率1.5%（4年毎に0.1%ずつ上乗せ）、辺地債については償還期間10年、うち据置期間2年、半年賦元利均等償還、利率1.2%（ただし、令和10年度以降は利率1.3%）としています。

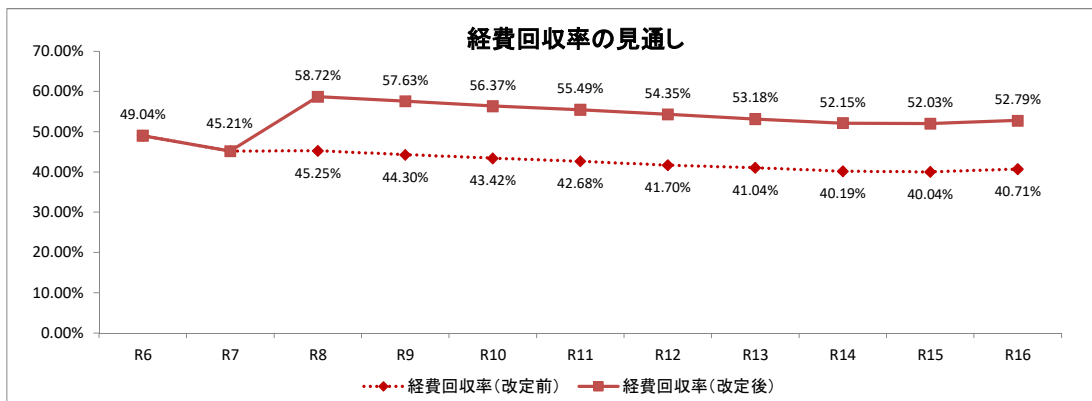
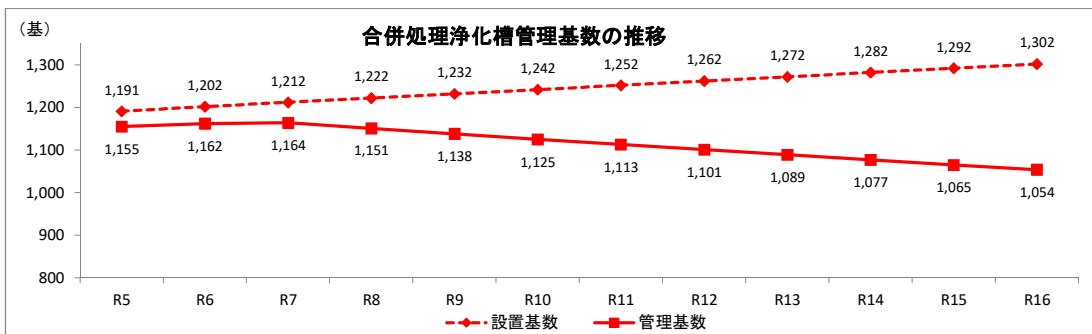
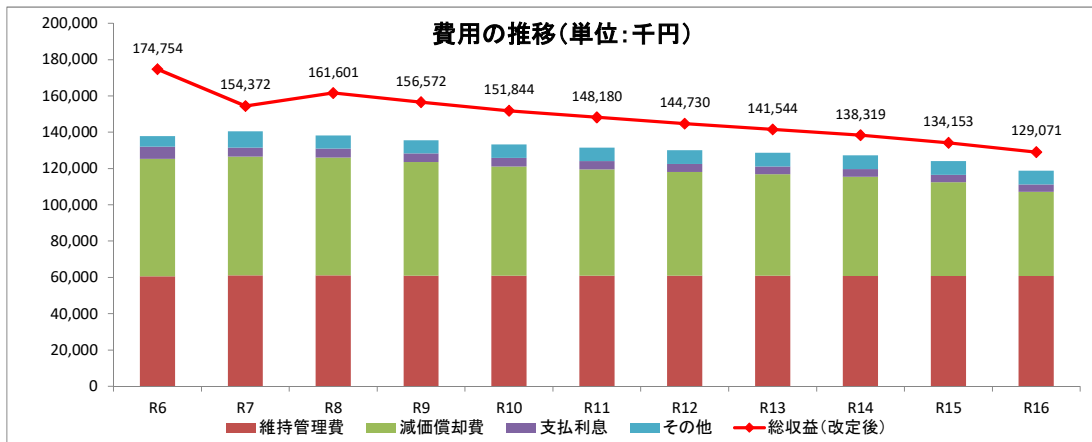
エ その他の費用に関する事項

その他、上記以外に係る費用については、実績額に基づいて計上しています。

2. 今後の見込み

浄化槽の新規設置基数が年々減少していることもあり、減価償却費は減少していく見込みです。また、委託費も微減となっていることから、費用全体は毎年度減少していく計画となっています。

また、経費回収率は令和16年度において52.79%と、類似団体平均値56.06%（令和5年度実績）下回る予測となりましたので、今後も更なる経費節減に努めます。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

○今後の検討事項

① 交付金の活用

有効的な交付金事業等を模索し、積極的に活用します。

② 民間活力の活用

経営の効率化やサービス向上を図る上で、積極的な活用が必要と考えます。今後、社会情勢や環境の変化に応じて、他機関との連携を取りながら民間活力の活用に関する事項について検討を行います。

③ 計画的な施設更新

浄化槽の耐用年数到来に併せて人槽の見直しを盛り込んだ更新計画を策定し、更なる費用の削減や浄化槽の長寿命化を図ります。

④ 資産の有効活用

施設の維持管理を適切に行い、施設の延命化に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営状況等の変化に対応するため、収支計画については毎年度見直しを行います。また、令和8年度に料金改定を行うこととしているため、必要に応じて経営戦略の見直しを行います。

経営比較分析表（令和5年度決算）

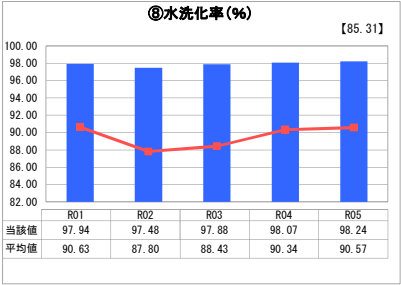
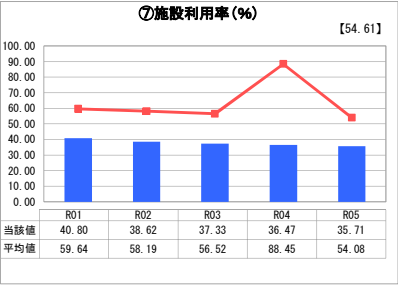
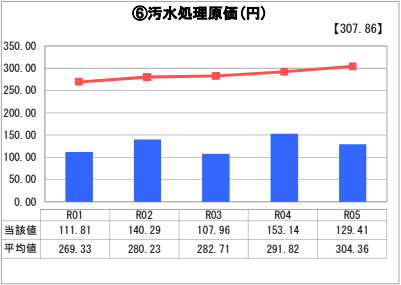
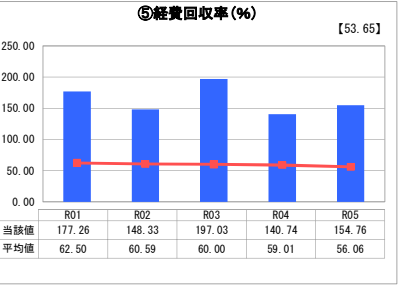
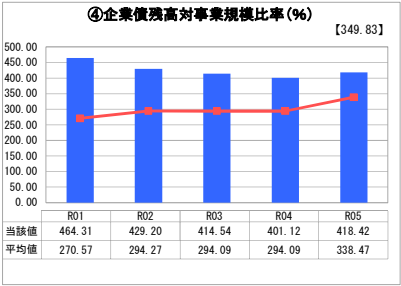
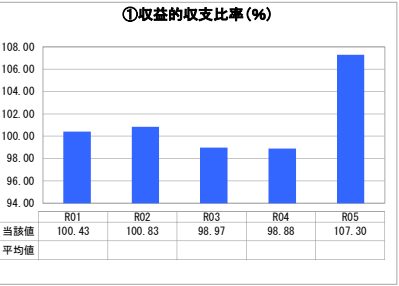
島根県 奥出雲町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	28.95	100.00	3,630

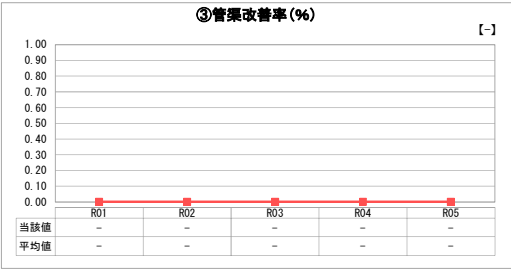
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,339	368.01	30.81
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,246	0.78	4,161.54

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経営の健全性について
収益的収支比率は、R1以降減少傾向にあり、料金改定などの経営改善が必要である。
企業債残高対事業規模比率については、類似団体の平均以上であり厳しい状況であるが、浄化槽の新規設置数も年10基程度と減少してきているため、今後も減少は継続すると考える。
また、経費回収率については、類似団体の平均以上を推移しているが、人口減少による料金収入の減少、浄化槽管理基数の増に伴う維持管理費の増加は否めず、適正な料金への見直しなど、更なる経営の健全化が必要である。

②経営の効率性について
水洗化率については90%後半の数値であり、処理区域内においての汚水処理は比較的適切に行われていると言える。一方、施設利用率については、類似団体の平均値よりも下回っており設置済みの浄化槽の人槽を見直し等の対策が必要である。
また、汚水処理原価については、増減を繰り返しながら徐々に上昇している傾向にある。今後も引き続き維持管理費の抑制に努め、経営の効率化を図る。

2. 老朽化の状況について

本町の合併処理浄化槽事業は平成15年度から供用を開始しており、老朽化の域には達していない。しかしながら、個人で設置し町が譲り受けた浄化槽については、平成15年度以前の浄化槽もあることから、今後は老朽化に向けて計画的な対策を講じる必要がある。

全体総括

引き続き維持管理費の抑制に努め、経営の効率化を図るとともに、人口減少による収入減を考慮した適正な下水道料金の検討を行ったうえで、早期の料金改定が必要である。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分			令和6年度 〔決 算〕 〔見 込〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	47,164	46,029	58,953	58,077	57,235	56,410	55,577	54,769	53,962	53,197	52,441	
		(1) 料 金 収 入	47,144	46,029	58,953	58,077	57,235	56,410	55,577	54,769	53,962	53,197	52,441	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	収 入	(3) そ の 他	20											
		2. 営 業 外 収 益	127,590	108,342	102,648	98,495	94,609	91,769	89,154	86,774	84,358	80,956	76,630	
		(1) 補 助 金	87,732	69,448	64,774	63,728	62,753	62,088	61,488	60,948	60,392	59,127	57,006	
		他 会 計 補 助 金	87,732	69,448	64,774	63,728	62,753	62,088	61,488	60,948	60,392	59,127	57,006	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	39,846	38,894	37,874	34,767	31,856	29,681	27,666	25,826	23,966	21,829	19,624	
		(3) そ の 他	12											
		収 入 計 (C)	174,754	154,371	161,601	156,572	151,844	148,179	144,731	141,543	138,320	134,153	129,071	
収 支 的 支 出	収 支	1. 営 業 費 用	131,144	132,397	131,968	129,446	127,117	125,565	124,168	122,942	121,690	118,683	113,502	
		(1) 職 員 給 与												
		基 本 給 付												
	支 出	(2) 経 費	66,264	66,931	66,932	66,926	66,917	66,950	66,977	67,000	67,017	67,029	67,085	
		動 力 費												
		修 繕 費	7,647	7,786	7,856	7,926	7,998	8,070	8,142	8,216	8,290	8,364	8,439	
		材 料 費												
		そ の 他	58,617	59,145	59,076	59,000	58,919	58,880	58,835	58,784	58,727	58,665	58,646	
		(3) 減 価 償 却 費	64,880	65,466	65,036	62,520	60,200	58,615	57,191	55,942	54,673	51,654	46,417	
		2. 営 業 外 費 用	6,689	8,151	6,265	6,183	6,087	5,980	5,874	5,754	5,618	5,474	5,362	
支 出	(1) 支 払 利 息	6,689	4,994	4,910	4,817	4,710	4,594	4,481	4,354	4,211	4,052	3,915		
	(2) そ の 他		3,157	1,355	1,366	1,377	1,386	1,393	1,400	1,407	1,422	1,447		
	支 出 計 (D)	137,833	140,548	138,233	135,629	133,204	131,545	130,042	128,696	127,308	124,157	118,864		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	36,921	13,823	23,368	20,943	18,640	16,634	14,689	12,847	11,012	9,996	10,207		
	特 別 損 益	特 別 利 益 (F)												
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		36,921	13,823	23,368	20,943	18,640	16,634	14,689	12,847	11,012	9,996	10,207		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		36,921	50,744	74,112	95,055	113,695	130,329	145,018	157,865	168,877	178,873	189,080		
流 動 資 産	資 産 (J)	55,869	66,354	90,569	112,309	133,247	152,703	171,552	188,181	202,995	215,072	227,233		
	うち 未 収 金	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415		
	流 動 負 債 (K)	35,106	31,510	32,149	31,239	31,307	30,557	31,529	32,099	32,939	30,031	24,304		
	うち 建 設 改 良 費 分	25,155	26,316	26,955	26,045	26,113	25,363	26,335	26,905	27,745	24,837	19,110		
	うち 一 時 借 入 金													
流 動 負 債	うち 未 払 金	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194	5,194		
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)													
	営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	47,164	46,029	58,953	58,077	57,235	56,410	55,577	54,769	53,962	53,197	52,441		
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			令和6年度 〔決 算 込 見〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収 入 <													

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度	令和6年度 〔決 算 込 見 込〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分			87,732	69,448	64,774	63,728	62,753	62,088	61,488	60,948	60,392	59,127	57,006
	うち 基 準 内 繰 入 金		61,763	64,149	61,444	60,398	59,423	58,758	58,158	57,618	57,062	55,797	53,676
	うち 基 準 外 繰 入 金		25,969	5,299	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330
資 本 的 収 支 分			6,166	8,972	9,000	9,028	9,057	9,086	9,115	9,144	9,173	9,202	9,231
	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金		6,166	8,972	9,000	9,028	9,057	9,086	9,115	9,144	9,173	9,202	9,231
合 計			93,898	78,420	73,774	72,756	71,810	71,174	70,603	70,092	69,565	68,329	66,237